

「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き」及び「区域内措置優良化ガイドブック」
の改訂点について

平成 31 年 4 月 1 日より、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。)が全面施行されているところですが、改正後の土壌汚染対策法(以下「法」という。)の運用に資するため、「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き」及び「区域内措置優良化ガイドブック」を改訂しました。

主要な改訂点は以下のとおりです。

土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き

法改正事項を反映した上で、項目の整理及び細かな文言の修正を行いました。

(1) 法改正事項の反映

法改正により自主申請を行わなくとも対応できるようになった事例並びに台帳記載事項及び解除台帳について記載しました。

- ①土地の形質の変更の届出の前に行った自主的な土壌汚染状況調査について、法第 4 条第 2 項の規定により届出と同時に提出できるようになったことの説明を追記しました。
- ②法第 14 条の自主申請の規定を活用せずに汚染土壌を移動できる規定(法第 18 条第 1 項第 2 号の自然由来等形質変更時要届出区域間及び第 3 号の一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等間)が定められたことを追記しました。
- ③施行規則第 58 条の改正に合わせて台帳記載事項の記載を改め、また区域指定が解除された土地の情報が解除台帳として残ることも記載しました。

(2) 項目の整理

特例区域に関する記載を削除し、「調査及び措置に関するガイドライン(改訂第 3 版)」を参照いただくこととしました。

区域内措置優良化ガイドブック

法改正事項を反映した上で、最新技術の追加、措置実施中の大気中濃度の監視例の追加、及び細かな文言の修正を行いました。

(1) 法改正事項の反映

要措置区域に指定された際に作成が義務付けられた汚染除去等計画、並びに措置に必要な工事及び措置自体が完了した際に提出が義務付けられた工事完了報告書及び実施措置完了報告書について記載しました。

- ①要措置区域において、一部措置を除き汚染除去等計画作成に当たり設定することとなった目標土壌溶出量及び目標地下水濃度について記載しました。
- ②「地下水の水質の測定」の措置において、措置を完了することができる場合があることについて記載しました。

(2) 最新技術の追加

汚染土壌処理施設で用いられている最新技術のうち、2つ（磁力選別、加熱脱着）を追加しました。

(3) 措置実施中の大気中濃度の監視例の追加

施行通知「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号）の記の第4の1(6)⑥ウにおいて「揮発性のある特定有害物質による土壌汚染地において土地の形質の変更を伴う措置を実施する場合にあっては、当該物質の揮散による大気汚染のおそれがあることから、土壌汚染地における当該物質の大気中濃度を監視することが望ましい。」としていることから、汚染土壌処理業における監視方法を参考として記載しました。